

# 神奈川県下における 建設業労働災害の現状と対策

平成 28 年版 (平成 27 年労働災害のとりまとめ)

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために！  
(第 12 次労働災害防止計画スローガン)



## 建設業における災害防止のポイント

- 元方事業者・関係請負人それぞれ役割に応じたリスクアセスメントの実施の徹底
- 墜落・転落災害防止対策の徹底  
(足場に係る改正労働安全衛生規則の順守、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の徹底、足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策の徹底、ハーネス型安全帯の普及促進)
- 建設資材等のトラック積込み、積卸し時における荷台からの墜落・転落災害防止の徹底
- 解体・改修工事等における石綿ばく露防止対策の徹底
- 熱中症対策の徹底
- 「安全の見える化」の積極的な取組による、労働者の安全意識の向上、安全活動の活性化の徹底

神奈川県労働局労働基準部

# 目 次

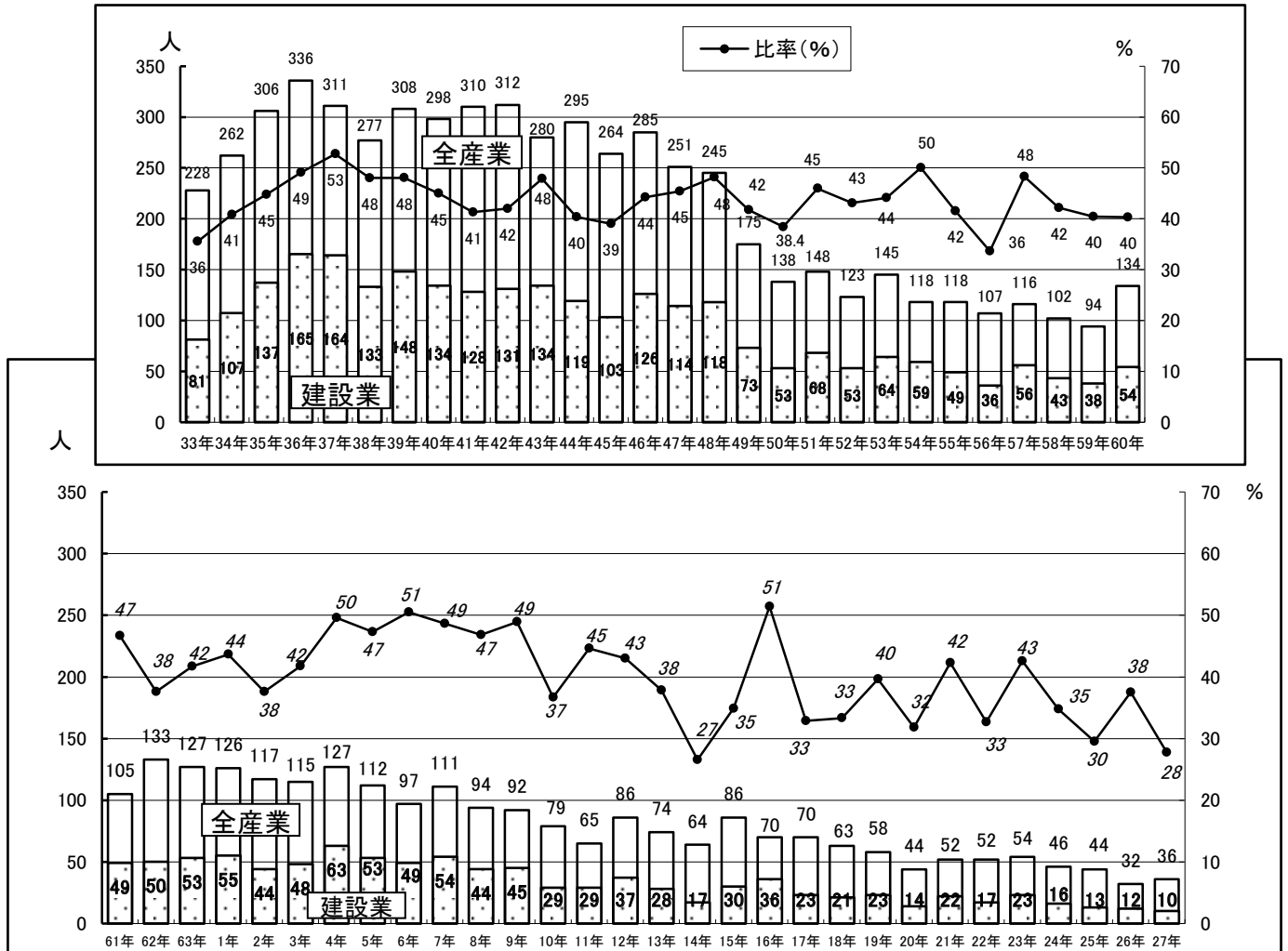
1	労働災害の推移	… 1
2	工事種別の災害発生状況	… 2
3	事業規模別の災害発生状況	… 3
4	年齢階層別の災害発生状況	… 3
5	経験年数別の災害発生状況	… 4
6	現場入場日数別の死亡災害発生状況	… 4
7	事故の型別の災害発生状況	… 5
8	起因物別の災害発生状況	… 5
9	木造家屋等建築工事における災害発生状況	… 6
10	公共工事等における災害発生状況	… 7
11	月別の死亡・死傷災害発生状況	… 8
12	熱中症災害発生状況	… 8
13	平成27年における建設業の死亡災害の概要	… 9～12
14	建設業の交通労働災害の防止について	… 12
15	第12次労働災害防止計画の概要	… 13
16	労働契約法で規定する安全配慮義務	… 13
17	足場からの墜落防止のための措置を強化します	… 14～21
18	斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン	… 22
19	「ロープ高所作業」での危険防止のための労働安全規則の改正	… 23～25
20	安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です	… 26～29
21	「安全の見える化」の推進について	… 30～31

備考 労働災害統計等は、労働者死傷病報告を基礎資料としている。なお、死亡災害については、災害速報による。死亡災害の概要は、同種災害防止を目的として作成したものであり、発生状況等に推定が含まれます。

\* 以下のグラフ又は文章において端数処理の関係で割合の合計が100%になっていない場合があります。

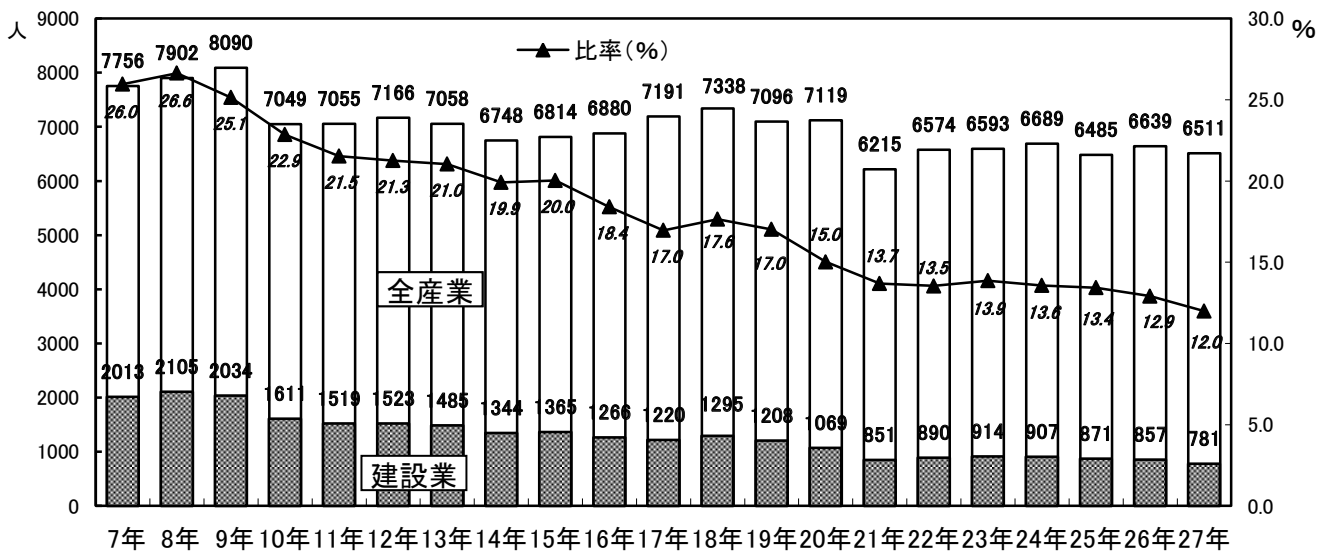
# 1 労働災害の推移

図1 労働災害による死亡者数の年次別推移



建設業の死亡者数は図1のとおり、昭和36年から昭和56年まで減少傾向にあったが、その後横ばいの状態となった。平成10年に初めて30人を下回り、平成23年まで増減を繰り返していたが、平成24年以降減少し、平成27年は過去最少の10人となった。

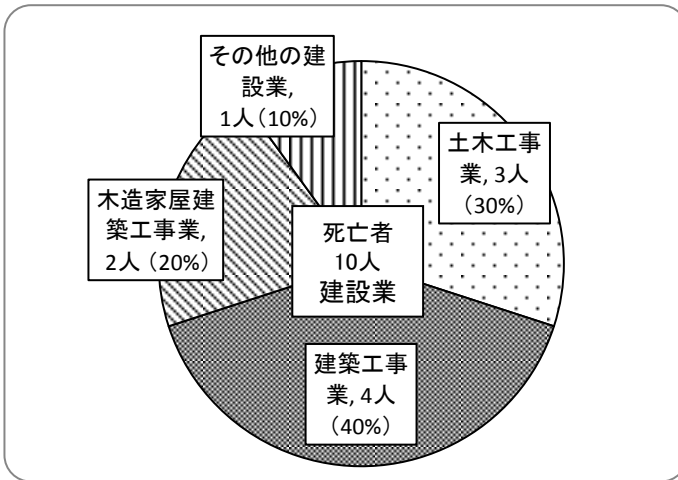
図2 死傷者数の年次別推移



建設業の死傷者数は図2のとおり長期的には減少傾向にあり、平成24年以降減少し、平成27年は過去最少の781人となった。また、全産業に占める割合も、平成24年以降減少し、平成27年は過去最少の12.0%となっている。

## 2 工事種別の災害発生状況

図2-1 平成27年 建設業・工事種別の死亡者



(参考) 平成27年 全産業・業種別の死亡者

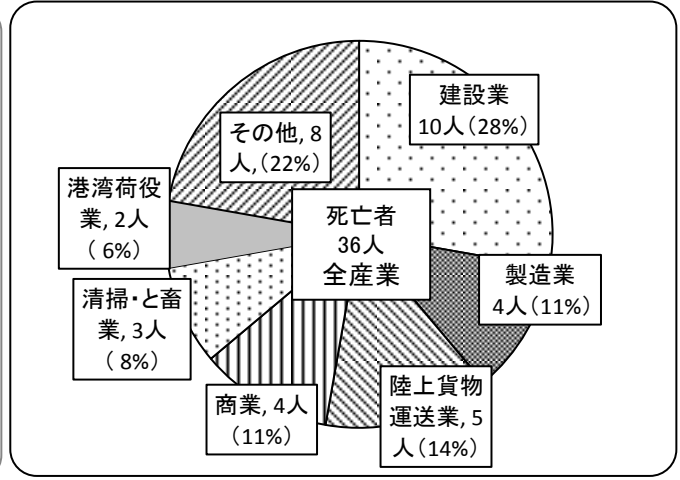
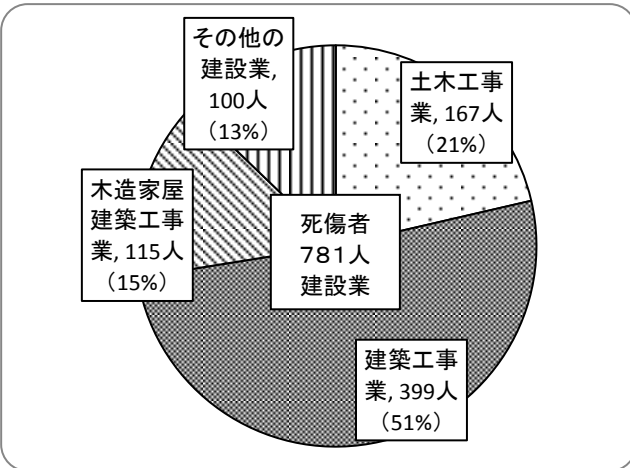
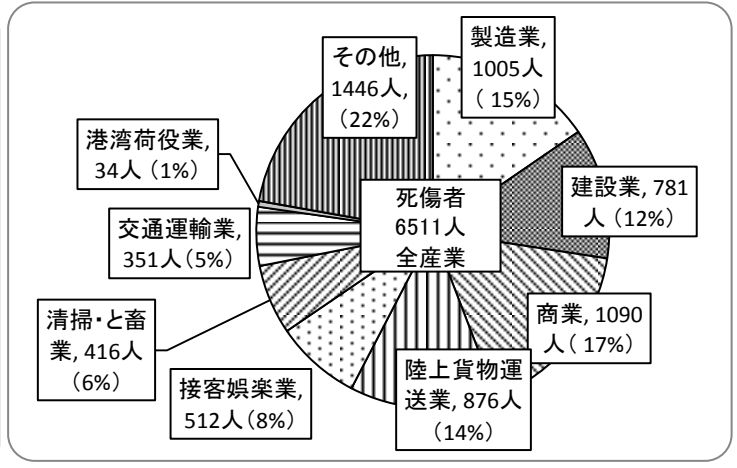


図2-2 平成27年 建設業・工事種別の死傷者



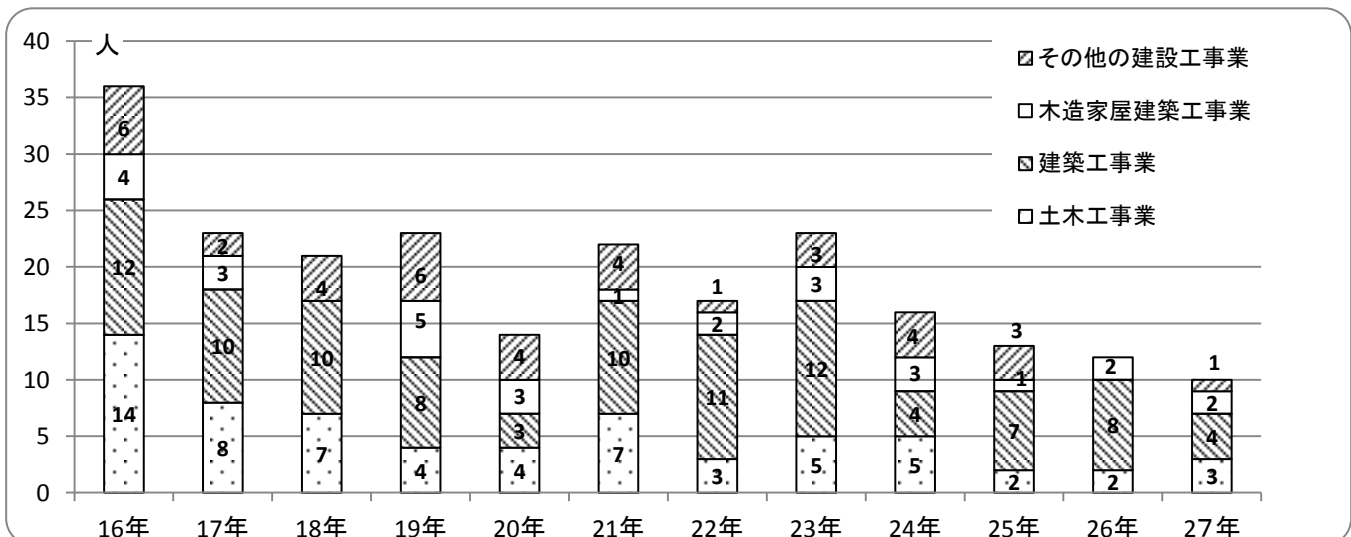
(参考) 平成27年 全産業・業種別の死傷者



工事種別の死亡者数は、図2-1のとおり建築工事業(木造家屋建築工事業を除く)が4人(40%)、土木工事業が3人(30%)、木造家屋建築工事業が2人(20%)であった。

工事種別の死傷者数においても図2-2のとおり建築工事業(木造家屋建築工事業を除く)が399人と最も多く建設業全体の半数を占め、次いで土木工事業の167人(21%)、木造家屋建築工事業が115人(15%)、その他の建設業100人(13%)の順であった。この内訳は平成26年とほぼ同一であった。

図2-3 工事種別の死亡者の推移



### 3 事業規模別の災害発生状況

図3-1 平成27年 規模別の死亡者数

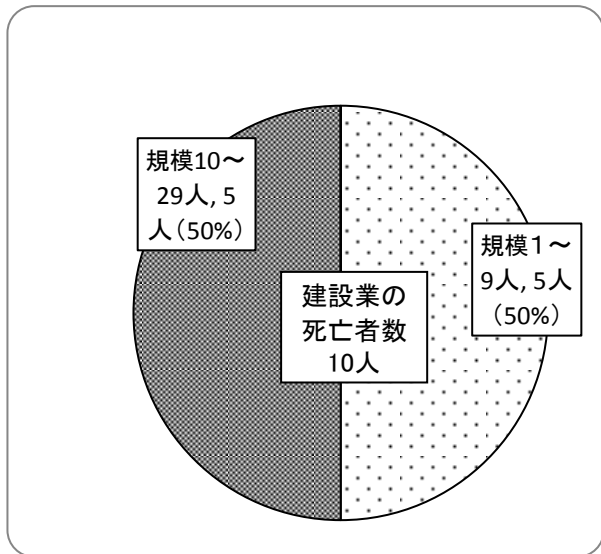
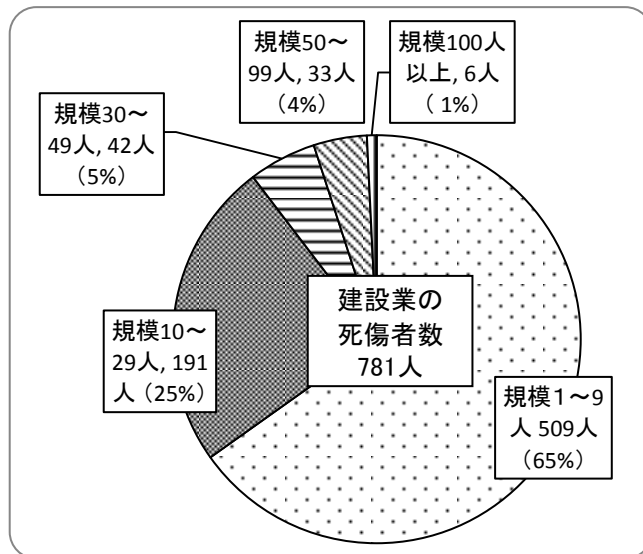


図3-2 平成27年 規模別の死傷者数



事業場規模別の死傷者数は図3-2のとおり、10名未満の事業場が509人と最も多く建設業全体の65%を占め、次いで事業場規模10～29人の191人(25%)、30～49人の42人(5%)の順であり、建設業の死傷災害全体の約95%が規模50人未満の事業場において発生している。平成27年の死亡災害図3-1のとおり事業場規模10人未満、10～29人が半数ずつとなった。

### 4 年齢階層別の災害発生状況

図4-1 平成27年 年齢階層別の死亡者

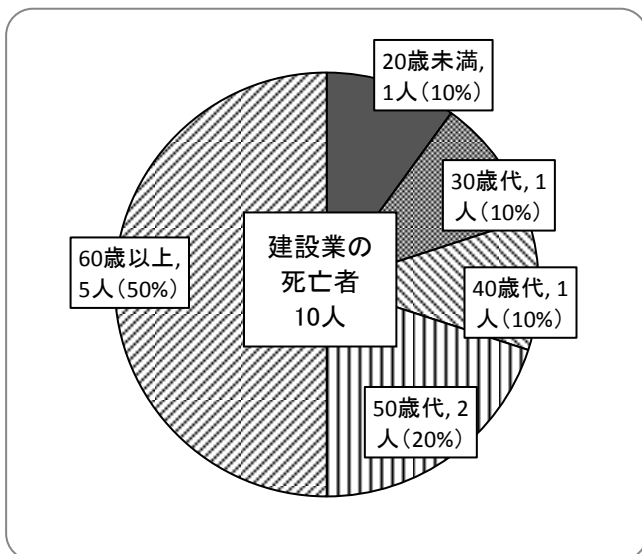
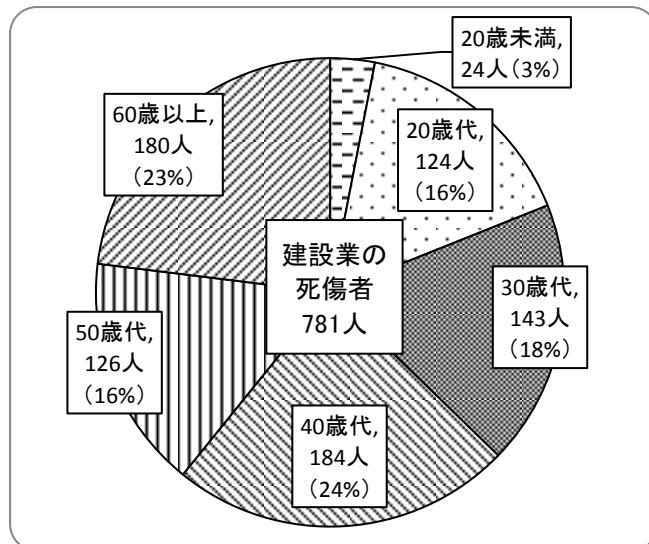


図4-2 平成27年 年齢階層別の死傷者



年齢階層別の死亡者数は、図4-1のとおり60歳以上の高年齢労働者が半数を占め、50歳以上を含む中高年齢労働者は7割を占める。

年齢階層別の死傷者数は、50歳以上が全体の4割程度となっている。(図4-2参照)

# 5 経験年数別の災害発生状況

図5-1 平成27年 経験年数別の死亡者

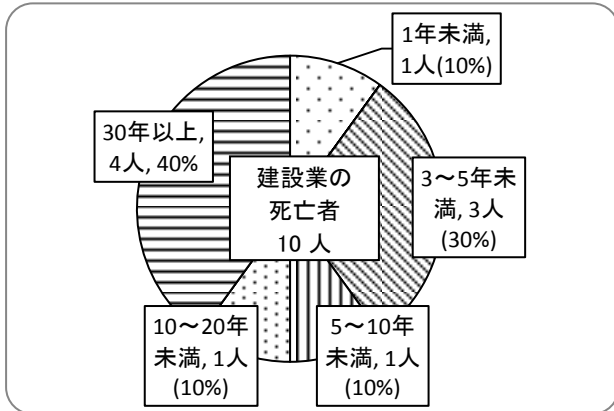


図5-2 平成27年 経験年数別の死傷者

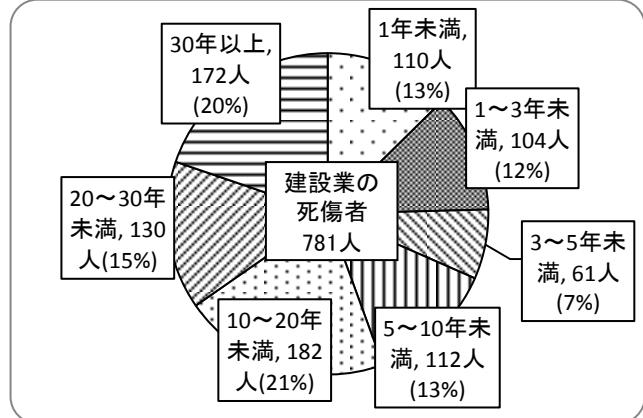
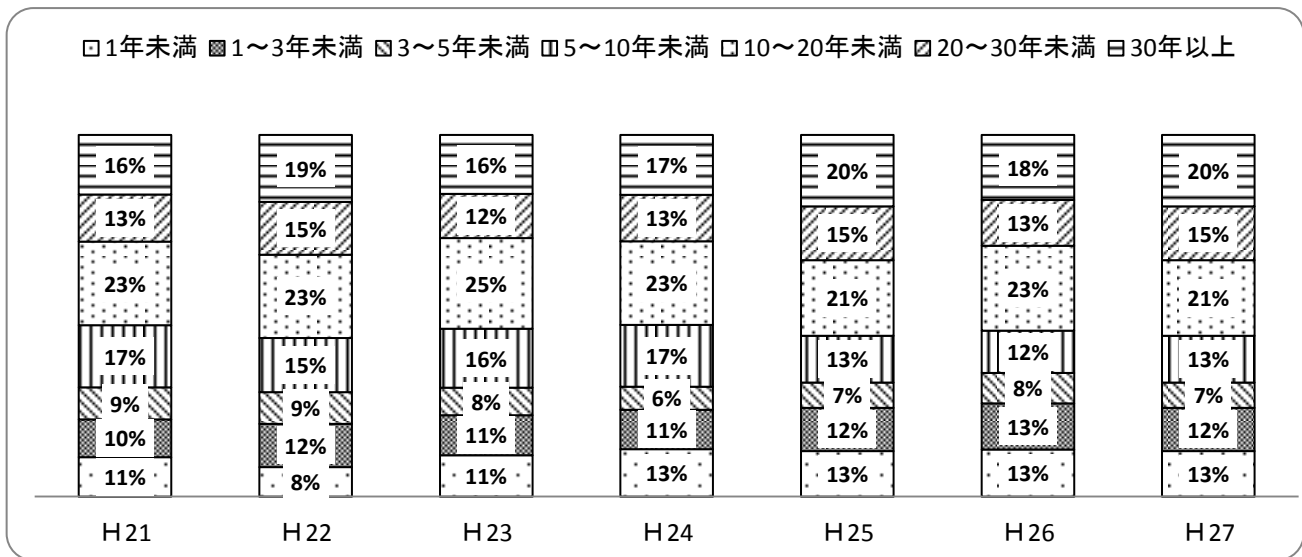


図5-3 経験年数別の死傷者推移



経験年数別の死亡者数は図5-1のとおりであり、30年以上の者が4人で40%を占めている。次に経験年数が3年以上5年未満の者が30%であった。

死傷者数は、図5-2のとおり10～20年未満が182人と最も多く全体の21%を占めている。また、図5-3のとおり、平成27年も例年同様、10年以上のベテランの死傷者全体に占める割合が56%を占めている。

# 6 現場入場日数別の死亡災害発生状況

図6-1 平成27年 現場入場日数別の死亡者

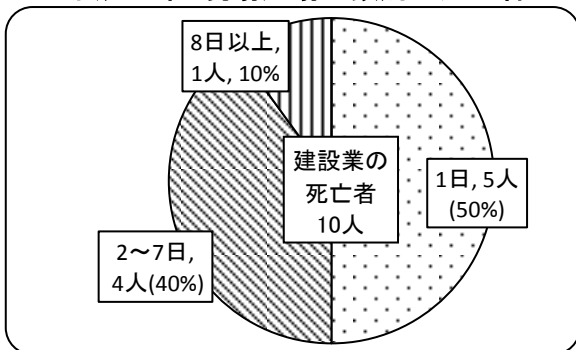
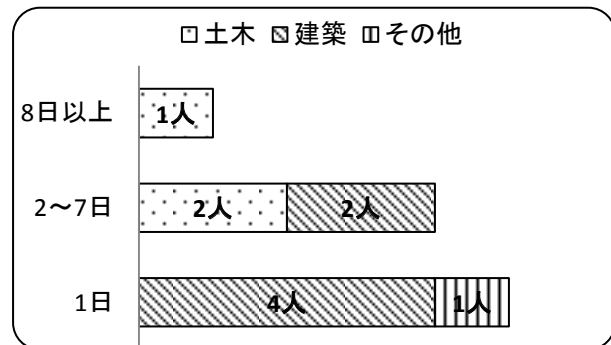


図6-2 平成27年 工事種別現場入場日数別の死亡者



現場入場日数別の死亡災害発生状況は、図6-1のとおり入場1日目に5人(50%)が亡くなっている。現場入場後1週間以内の死亡者数が9人(90%)を占めている。

工事種別の現場入場日数別発生状況は、図6-2のとおりとなる。休業2～7日の建築工事業の2人のうち1人は現場作業4日目作業終了後の帰社時の交通事故である。

# 7 事故の型別の災害発生状況

図7-1 平成27年 事故型別の死亡者

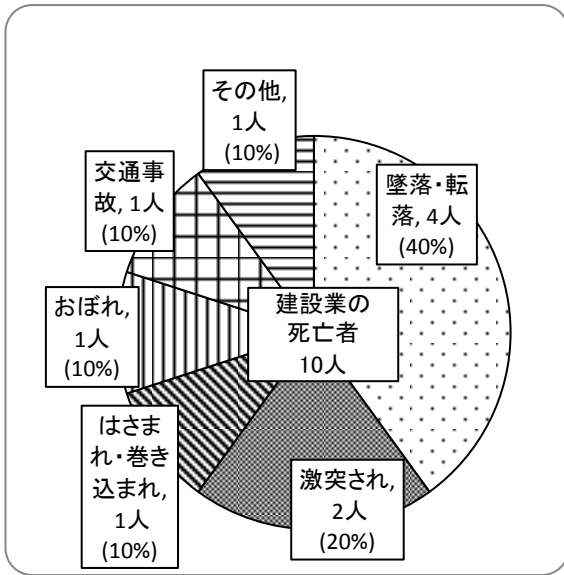
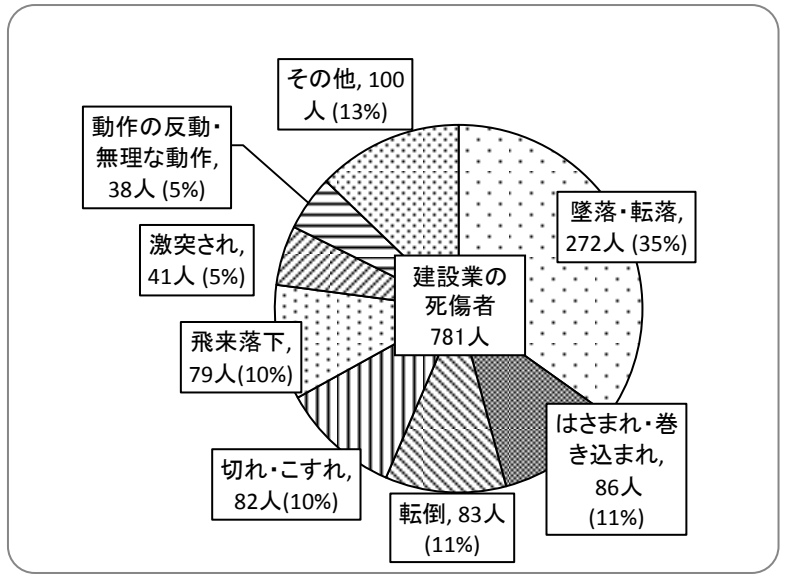


図7-2 平成27年 事故型別の死傷者



事故の型別災害の死亡者数は、図7-1のとおり「墜落・転落」が4人(40%)を占めて最も多い。

事故の型別災害の死傷者においても、「墜落・転落」が272人(35%)と最も多く全体の3分の1強を占めている。次いで「はさまれ・巻き込まれ」86人(11%)、「転倒」83人(11%)、「切れ・こすれ」82人(10%)、「飛来・落下」79人(10%)の順であった(図7-2)。

なお、建設業における足場からの墜落防止措置を強化するため、平成27年5月20日付けで「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(20~21ページ参照)が改正され、さらに、平成27年7月1日に改正労働安全衛生法が施行された。

# 8 起因物別の災害発生状況

図8-1 平成27年 起因物別の死亡者

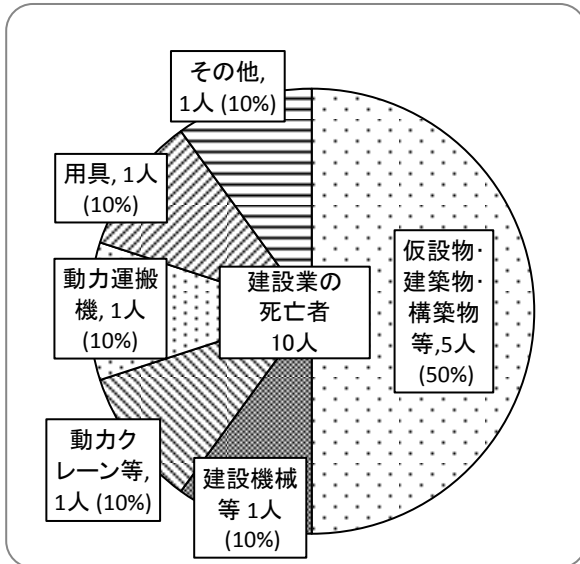
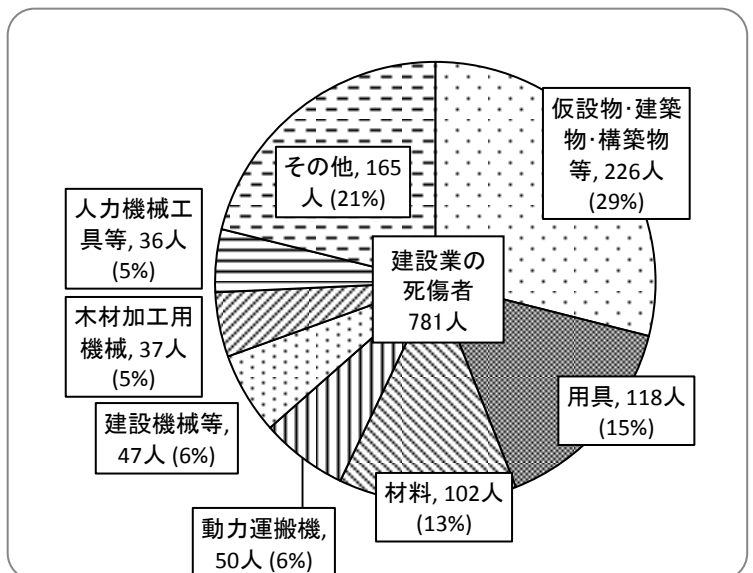


図8-2 平成27年 起因物別の死傷者

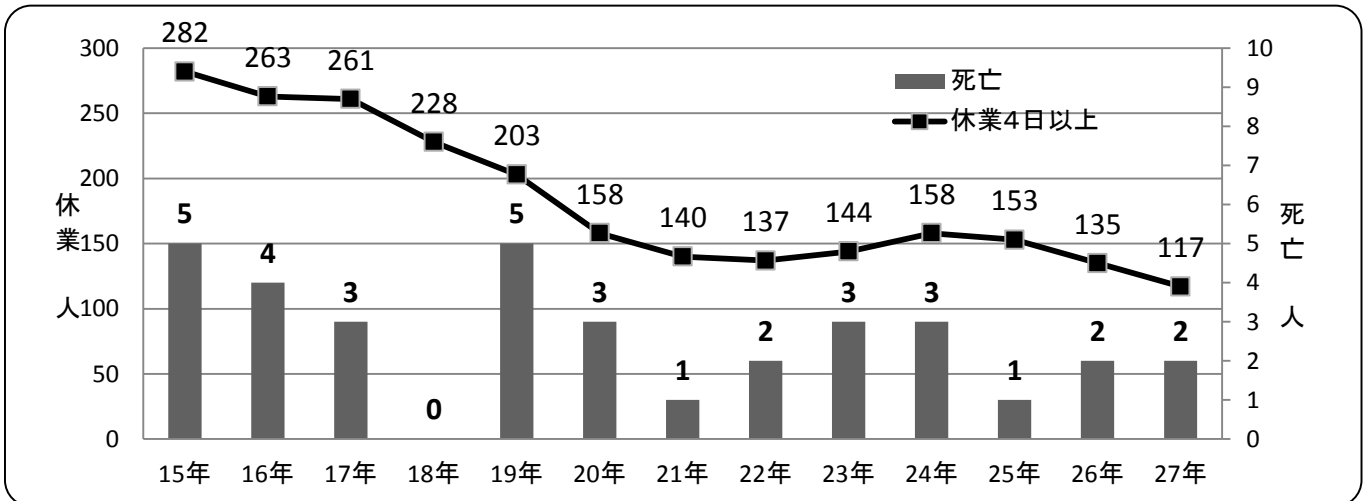


起因物別の死亡者数は、事故の型別で墜落災害が多かったこともあり、図8-1のとおり、「仮設物、建築物、構築物等」が半数を占めている。「仮設物、建築物、構築物等」には、足場、階段、屋根、作業床、通路等は当該分類に含まれる。

死傷者においても例年同様「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、226人で全体の約3割弱を占めた。2番目以降は「用具」118人(15%)、「材料」102人(13%)、「動力運搬機」50人(6%)、「建設機械等」47人(6%)の順であった(図8-2)。

# 9 木造家屋等建築工事における災害発生状況

図9-1 木造家屋建築工事における死亡者数推移



木造家屋等建築工事における死傷者数は、図9-1のとおり減少傾向にあったが、23年、24年と2年連続で増加し、平成25年以降は前年より減少している。

木造家屋等建築工事における死亡者数は、平成22年以降1人から3人の間で増減を繰り返しており、平成27年は平成26年と同数の2人であった。

なお、木造家屋等建築工事における平成15年以降の死亡者34人について事故の型をみると、「墜落、転落」災害が24人であり死亡者全体の70%を占めている。

木造家屋等建築工事における重篤な災害を防止するには、墜落防止対策の徹底が最も優先度が高いことから、建方作業に先行して足場を設置する「足場先行工法」の実施が重要である。(望ましい足場の設置基準、施工手順及び留意事項等が示された『足場先行工法に関するガイドライン』が平成18年2月に改正されている。)

図9-2 平成27年 事故の型別の死傷者数

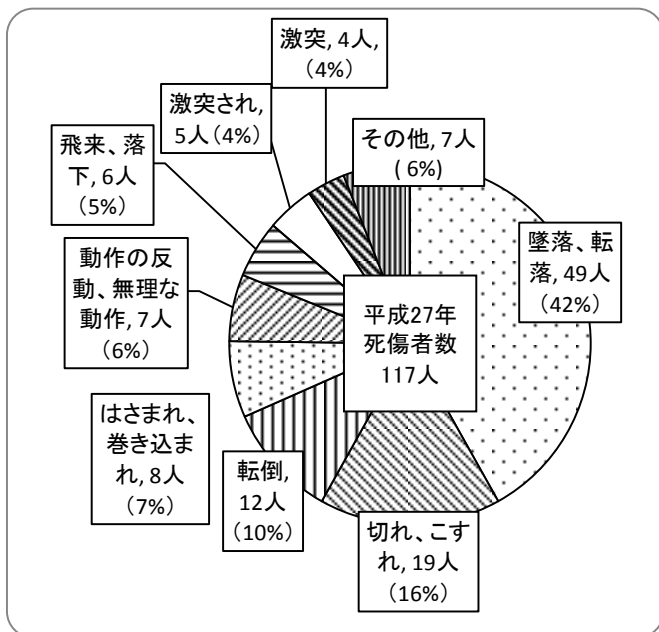
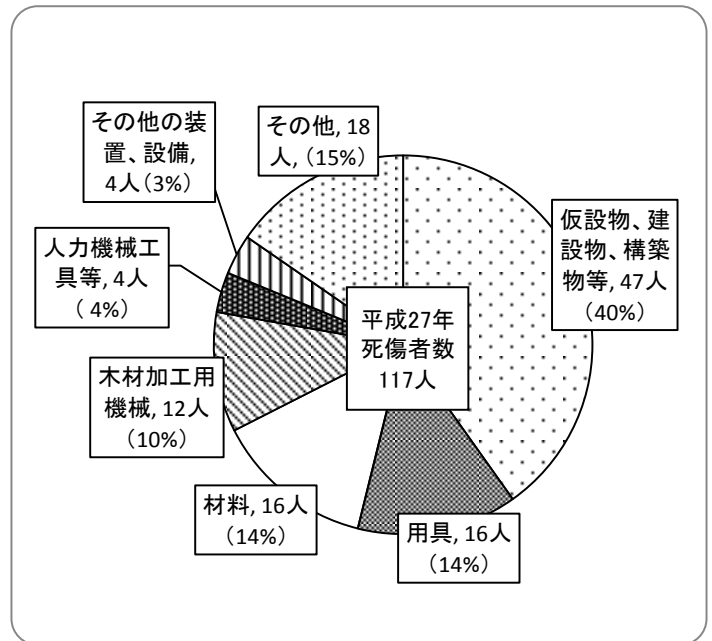


図9-3 平成27年 起因物別の死傷者



木造家屋等建築工事における死傷者数は、図9-2のとおり事故の型別では「墜落、転落」が49人と最も多く全体の42%を占めており、2番目以降は「切れ、こすれ」19人(16%)、「転倒」12人(10%)、「はさまれ、巻き込まれ」8人(7%)、「動作の反動、無理な動作」7人(6%)、「飛来、落下」6人(5%)の順であった。

起因物別では、図9-3のとおり「仮設物、建築物、構築物等」が47人と最も多く全体の4割を占め、2番目が「用具」、「材料」が同数で16人(14%)、その次の4番目に「木材加工用機械」12人(10%)の順であった。



# 10 公共工事等における災害発生状況

図10-1 公共工事等における死亡者割合

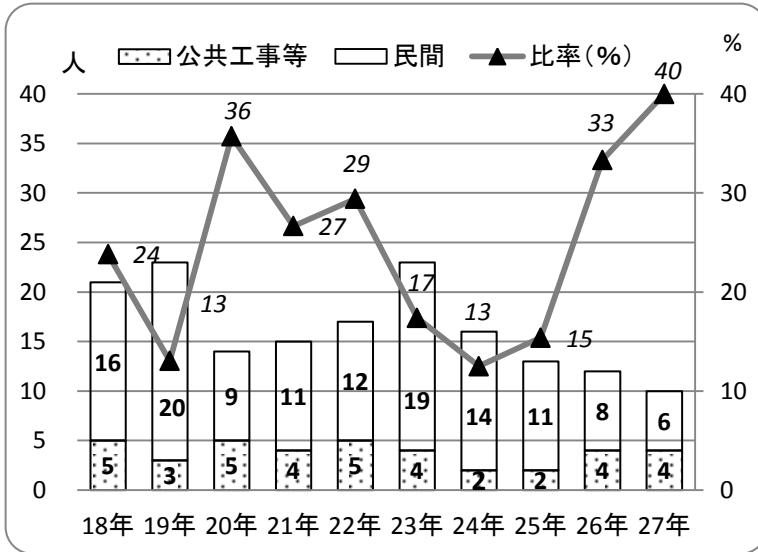
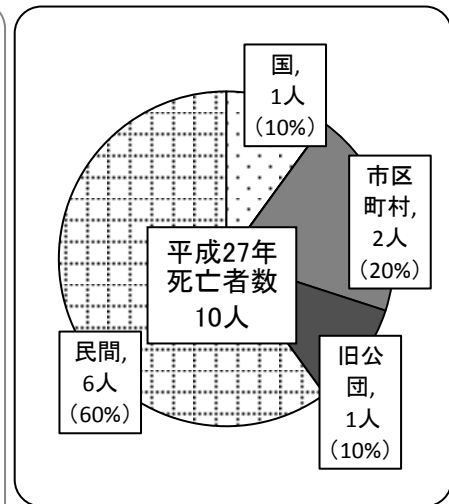


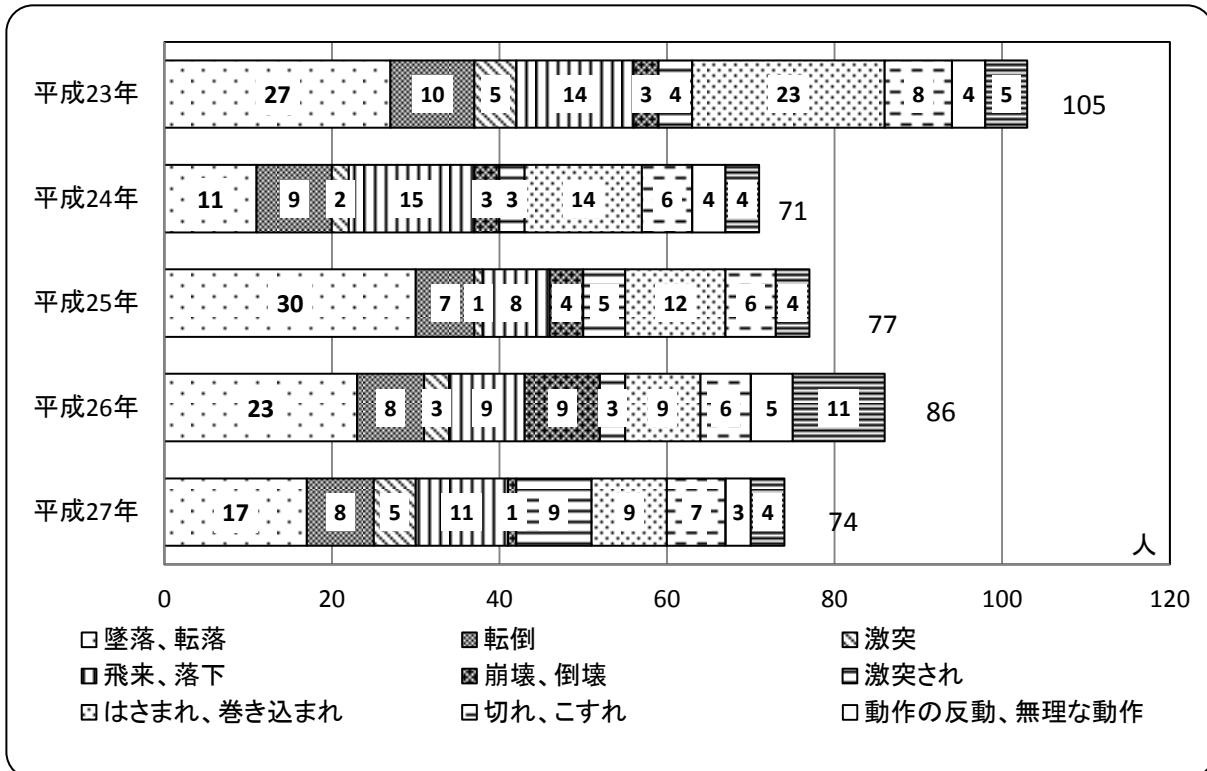
図10-2 平成27年 発注者別死亡



平成27年の建設業における死亡者10人のうち、4人が公共工事等で発生し、建設業全体の40%を占めた。発注者別では、国1人、市2人、旧公団1人であった。

公共工事等における死亡者数は、平成23年以降、2人から4人の間で推移している。そのため、建設業全体の死亡者が減少すると、公共工事における死亡者数が年によって大きく増減しないため、結果として公共工事等の比率が高くなる。

図10-3 公共工事等における事故型別の死傷者

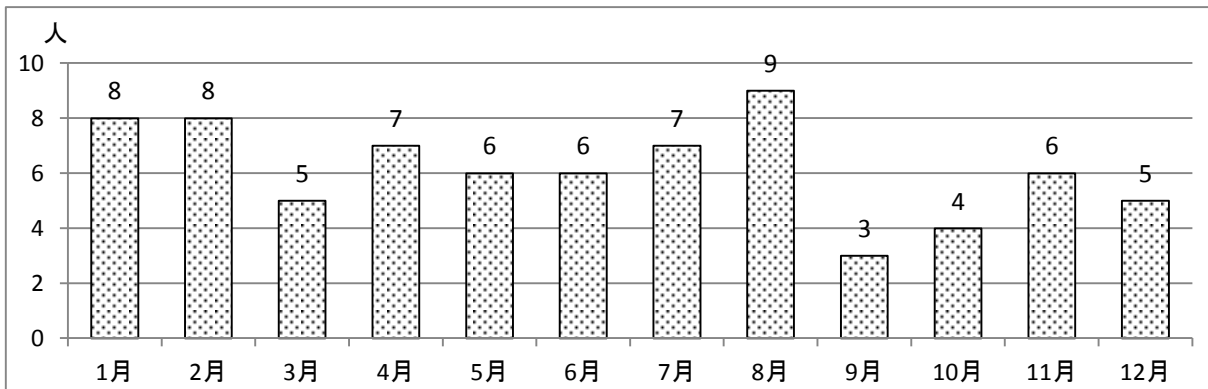


平成27年の公共工事等における死傷者は74人であり、建設業全体(857人)の8.6%を占めていた。公共工事等における発注者別の内訳は国4人(5.4%)、地方公共団体(県および市区町村)64人(86.5%)、旧公団6人(8.1%)であった。工事種別の内訳は土木工事業が49人(66.2%)、建築工事業が16人(21.6%)、その他の建設業が9人(12.2%)であった。

平成27年の公共工事等における死傷者74人について、事故の型別では、「墜落、転落」が17人(23.0%)と最も多く、次いで、「飛来・落下」11人(14.9%)、その次は同数で「激突され」、「はさまれ、巻き込まれ」の9人(12.2%)となった。

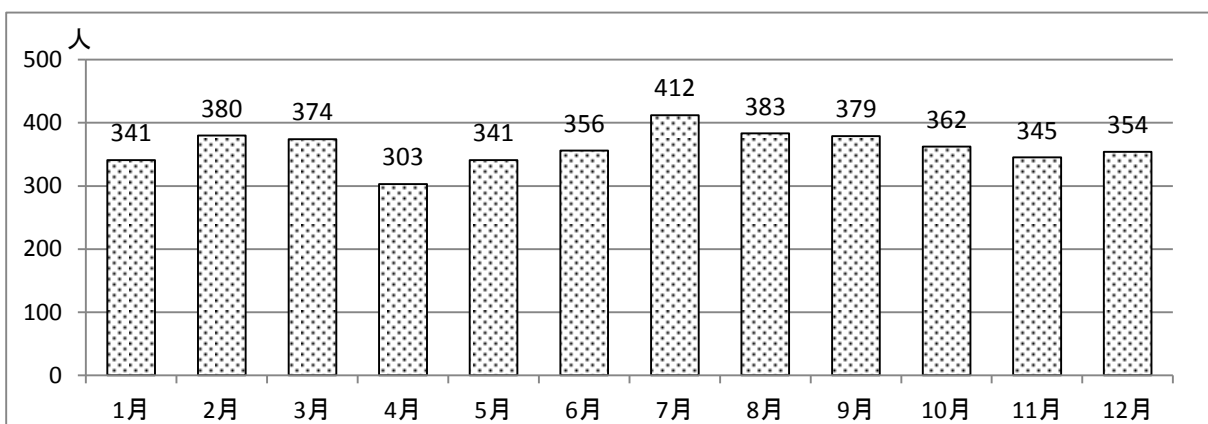
# 11 月別の死亡・死傷災害発生状況

図11-1 月別の死亡災害発生状況(過去5年)



過去5年間の月別死亡災害発生状況は図11-1のとおりであり、大きくとらえると1,2月と8月をピークとして発生した。

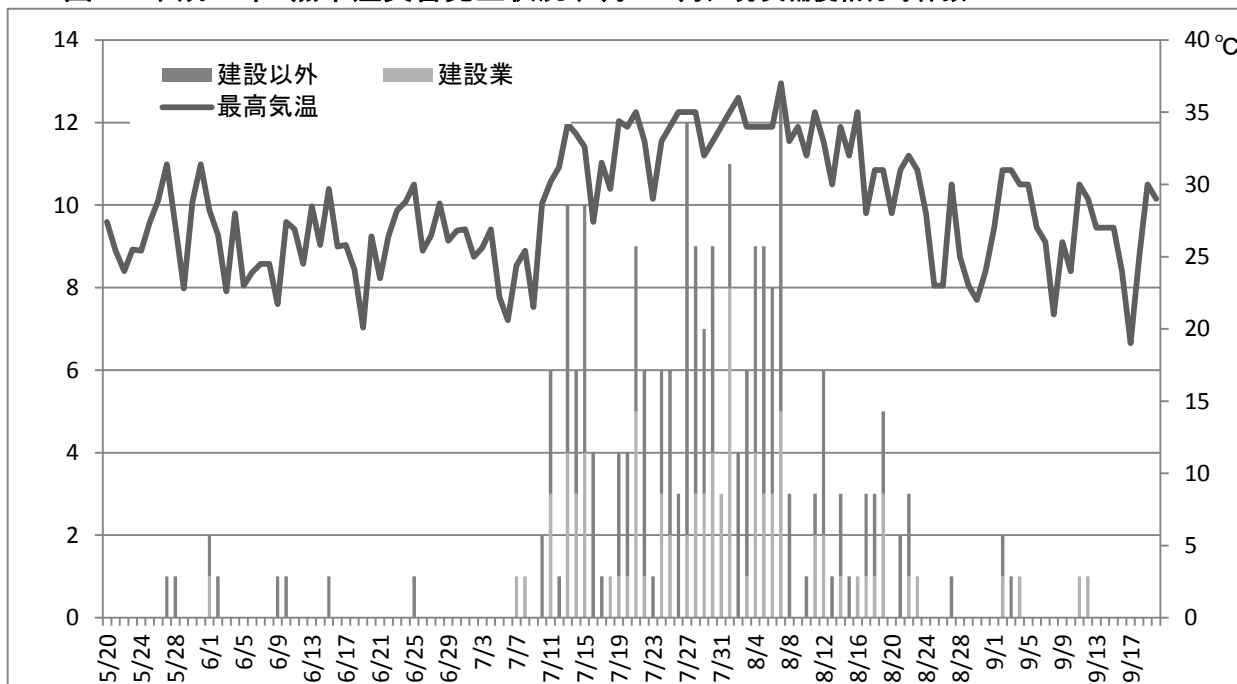
図11-2 月別の死傷災害発生状況(過去5年)



過去5年間の月別死傷災害の発生状況は図11-2のとおりであり、2月と7月をピークに発生した。

# 12 熱中症災害発生状況

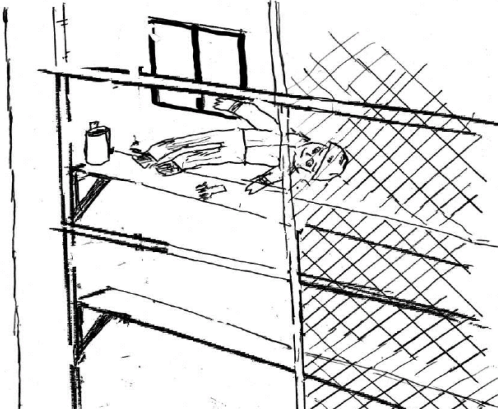
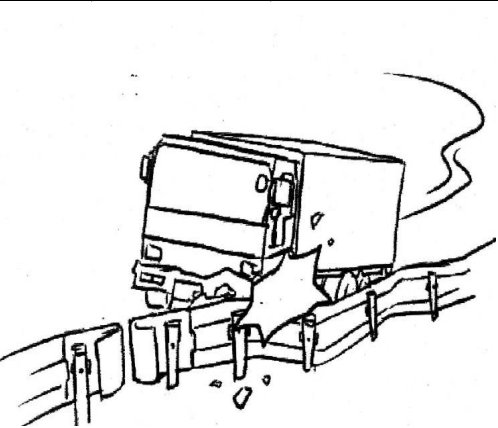
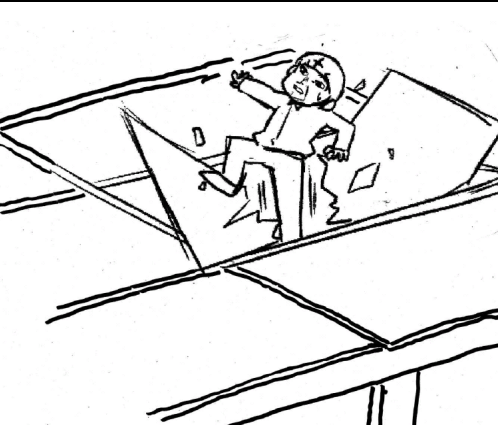
図12 平成27年 熱中症災害発生状況(5月～9月) 労災補償給付等件数

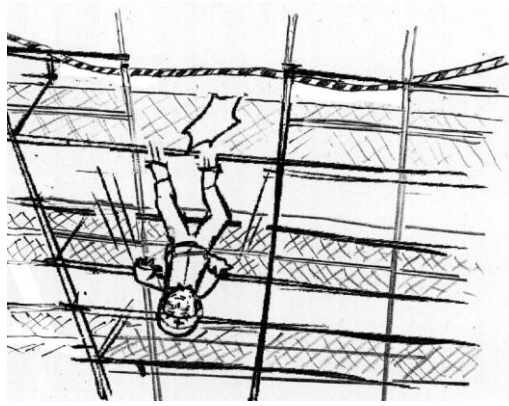
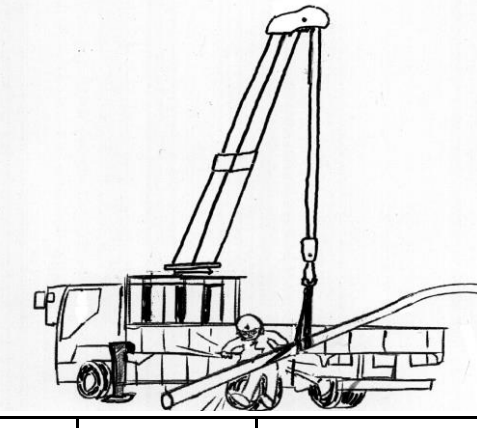
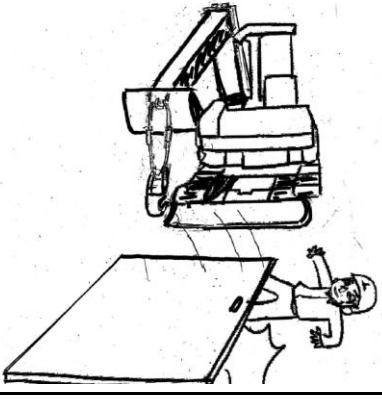


熱中症については、図12に示すところであり、屋外型作業は、気温上昇に伴い、7月中旬から8月中旬にかけて集中的に発生したが、9月に入ってからの発生も見られる。

# 13 平成27年における建設業の死亡災害の概要

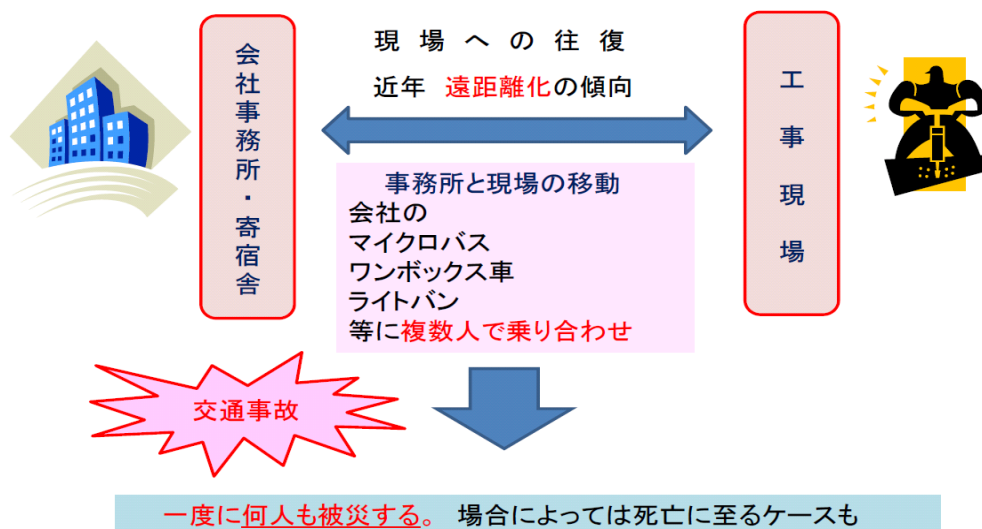
番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	1月 12時頃	土木工事業 公共 1～9名	掘削用機械 はさまれ、巻き込まれ	<p>(発生状況) 公園整備工事において、クローラー式ドラグ・ショベル（機体重量2.26t）によりスロープの修繕作業を行っていた。傾斜角7°のスロープ上に仮置きされた厚さ19cmのコンクリートガラ上を登り方向に通過しようとした際、真後ろに転倒して後方で作業をしていた被災者がドラグショベルと地面に挟まれたもの。</p> <p>(災害防止のポイント) ①走行経路上に生じた障害物を乗り越えるような作業が生じたら、作業を中断し、このまま作業を続けることが可能か判断する。 ②ドラグ・ショベルの安定度を把握し、安定度の範囲内でドラグ・ショベルを走行させること。（コンクリートガラ上の走行が可能かどうかを判断しておく。）</p>
2	2月 7時頃	土木工事業 公共 1～9名	階段、栈橋 おぼれ	<p>(発生状況) 川の護岸改修工事において、クレーンオペレーターが岸から約10m離れた位置に係留していたクレーン船に移動する際に、クレーン船と岸との間の浮栈橋から川に転落した。</p> <p>(災害防止のポイント) ①浮栈橋は十分な長さのものを予め準備すること。 ②浮栈橋には墜落防止の手すりを設けること。 ③落水のおそれがあったにもかかわらず、ライフジャケットを装着していなかったこと。</p>
3	2月 11時頃	建築工事業 民間 1～9名	建築物、構築物 墜落、転落	<p>(発生状況) 戸建住宅の解体工事において3階から内装ボード（1枚5キロ程度）を地上のコンテナボックスに投下していた際、地上まで6.14m墜落したもの。</p> <p>(災害防止のポイント) ①開口部について、手すり等墜落防止措置を内装ボード投下時にも徹底すること。 ②労働者の保護帽のあごひもが内装ボード投下時にされていなかった。</p>

4	3月 16時頃	建築工事業 民間 1～9名	足場 墜落、転落	<p>(発生状況) 戸建住宅改修工事現場において、軒裏の補修作業中に一側足場の二層目から地上まで建物側（躯体側）を約4.3m墜落したものの。安全帯の使用なし。</p> <p>(災害防止のポイント) ①作業床の幅が25センチメートルしかなかったため、十分な幅の作業床を設置する。 ②作業床の内側端と躯体の間隔が40センチメートルと広がったため、作業床の内側端と躯体の間隔を人が墜落しない幅となるよう足場を設置すること。 ③安全帯を使用すること。</p>
				
5	4月 18時頃	建築工事業 民間 10～29名	トラック 交通事故(道路)	<p>(発生状況) 建設現場から2tダンプトラックにて帰社途中、東名高速においてスリップして道路左側のガードレールに衝突した。</p> <p>(災害防止のポイント) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」を遵守し、交通労働災害防止のための教育を徹底する。</p>
				
6	5月 8時頃	建築工事業 民間 10～29名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	<p>(発生状況) 民家駐車場の屋根材を張り替える等の改修工事において、作業手順等を決定するため屋根梁上にしゃがんでいた被災者がバランスを崩してしりもちをついた際に手で屋根材を破損して、3.5m下のコンクリート上に墜落し、約2週間後に収容先の病院にて死亡した。</p> <p>(災害防止のポイント) 下見のために屋根に上る場合であっても、作業手順等を確認踏み抜き等により労働者が墜落する危険がある場合には、幅が30センチメートル以上の歩み板を設ける、防網を張る等の措置を講じること。</p>
				

7	7月 9時頃	建築工事業 民間 10~29名	足場 墜落、転落	<p>(発生状況) 足場解体作業中に、高さ16mの足場上から墜落したものの。親綱は張られており安全帯を着用していたが、使用していなかった。</p> <p>(災害防止のポイント) 親綱が設置され、2丁掛け安全帯を着用していることから、安全帯のフックを親綱等に掛けた上で作業を行うよう労働者に徹底する。</p>
				
8	8月 10時頃	その他の建設業 旧公団 1~9名	移動式クレーン 激突され	<p>(発生状況) 道路照明ポール（長さ9.5m、重量170kg）を撤去するためトラッククレーン（つり上げ荷重2.9t）で吊り、アンカー部を着地させた後、先端部を下ろそうとした際に、ポールの向きを調整しようとしたところ、ポールが動いて、ポールとトラッククレーンの荷台のあいだの間に胸部をはさまれた。</p> <p>(災害防止のポイント) ①道路照明ポールを倒す場合は、不安定な形状、重心位置であるため、介錯ロープ等を使用して先端部を下向きにしてなるべく安定した状態にしてから作業を行う。 ②道路照明ポールを設置場所から外して仮置きする場合、仮置きした際のポールの向き等も予め決めておくこと。</p>
				
9	10月 16時頃	土木工事業 公共 1~9名	玉掛用具 激突され	<p>(発生状況) 道路補修工事において、ドラグショベルのバケットに先端がコの字状のつり上げ器具を取り付けて敷鉄板（1.5×3.0m、重量約700kg）を吊り上げた際、吊り上げ器具から鉄板が外れて、吊荷を押さえていた作業員に倒れ掛かり、大腿部を挟まれ死亡した。</p> <p>(災害防止のポイント) ①敷鉄板の移動は移動式クレーンを使用し、移動式クレーンを用いた作業計画を立てた上で作業を行うこと。 ②敷鉄板の重量、形状に適合した玉掛け用具を使用し、（クレーンにより作業を行う場合であっても）、4点吊り等の安全な吊り方を選択すること。</p>
				

10	7月 15時頃	建築工事業 民間 1～9名	分類不能 分類不能	(発生状況) 配管増設工事において、体調不良により休憩中に様子がおかしくなったため病院に搬送されたが、翌日死亡した。体調不良の原因等が不明のため調査中であったが、頭部の外傷が認められたこと等により労災認定されたもの。

## 14 建設業の交通労働災害の防止対策



### 事務所・現場間の（遠距離の）移動における問題点

高速道路・自動車専用道を高速運転  
(精神的な緊張)

長時間の運転 (心身の疲労)

道路状況により渋滞発生  
⇒到着時間が読めない(心理的負担)

自動車運転者の  
負担軽減軽減措置

交通労働災害防止のための  
ガイドライン

対策

自動車運転者の負担軽減

疲労の蓄積

- 1 運転業務による疲労を軽減するため、運転者の(通常業務)の作業軽減を図る。  
(運転者が緊張を伴う運転業務中、同乗者は車内で休憩できる。)
- 2 同乗者も運転者への配慮が必要である。  
(運転者が疲れているようだったら、休憩を取るようにする。  
運転者は、早く帰宅したい同乗者を思うと、途中で休憩を取ることを言い出しにくい。)

# 15 第12次労働災害防止計画の概要

## 建設業対策

(厚生労働省のパンフレットからの抜粋)

【目標】 死亡者の数を20%以上減少させる (H29/H24比)

### 墜落・転落防止対策

- ・足場からの墜落・転落災害防止対策の推進
- ・はしご、屋根等からの墜落・転落災害防止機材等の開発、普及
- ・ハーネス型の安全帯の普及

### 震災の影響による人材不足等を踏まえた対策

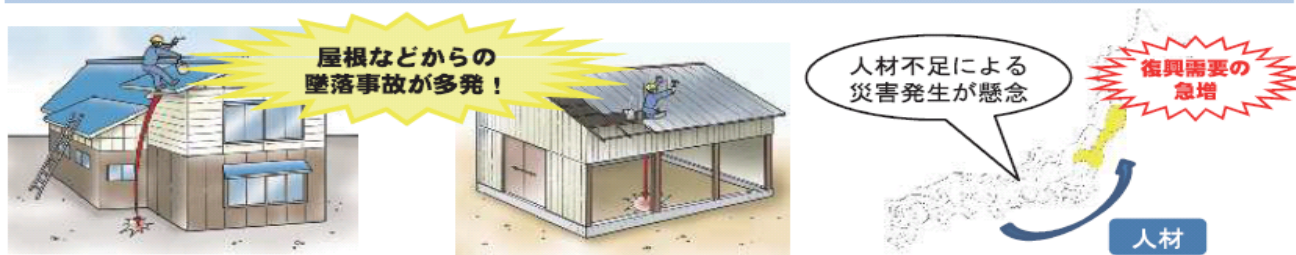
- ・安全衛生に必要な経費の積算とその経費の関係請負人への確実な伝達
- ・建設現場の統括安全衛生管理の徹底

### 解体工事対策

- ・アスベストのばく露や飛散の防止の徹底
- ・解体、改修工事時の安全対策に係るガイドラインの策定

### 自然災害の復旧・復興工事対策

- ・自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底



# 16 労働契約法で規定する安全配慮義務

## 労働者の安全への配慮

(厚生労働省のパンフレットからの抜粋)

第5条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

### 【解説】

#### (1) 趣旨

通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する設備、器具等を用いて労働に従事するものであることから、判例において、労働契約の内容として具体的に定めずとも、労働契約に伴い信義則上当然に、使用者は、労働者を危険から保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負っているものとされていますが、これは、民法等の規定からは明らかになっていないところです。

このため、法第5条において、使用者は当然に安全配慮義務を負うことを規定したものです。

#### (解説)

- 1 使用者は、労働契約に基づく賃金支払義務を負うほか、労働契約に特段の規定がなくとも、付随的義務として当然に安全配慮義務を負うことを規定したものです。
- 2 労働契約法の安全配慮義務の「生命、身体等の安全」とは心身の健康も含まれます。
- 3 「必要な配慮」とは、労働安全衛生関係法令で最低限遵守しなければならない事項は当然に守っていただいた上、加えて、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等の具体的な状況に応じて必要な配慮

# 足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

## <改正のあらまし>

### 1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実

- ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全帯取付設備を設置し、労働者に安全帯を使用させてください。

### 2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

### 3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

### 4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

### 5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」